

令和5年春の全国交通安全運動中部運輸局実施計画

令和5年3月22日

令和5年春の全国交通安全運動は、「令和5年春の全国交通安全運動推進要綱」（令和5年2月1日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、「こどもを始めとする歩行者の安全の確保」、「横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上」及び「自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」を全国重点として、5月11日（木）から20日（土）までの期間、実施されるものである。

中部運輸局は、「令和5年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（令和5年2月27日）を踏まえ、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけるなど、本運動に積極的・効果的に取り組むとともに、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、国民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、本運動期間中の5月20日（土）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

I. 実施項目

1. 事業用自動車等の安全運行の確保

- (1) 令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したところ、事業者に対する指導や監査により法令遵守を改めて徹底するとともに、事故調査等を通じて明らかになる事実関係も踏まえつつ、再発防止に向けた対策を検討していく。
- (2) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (3) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導する。
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認する

こと。

- ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。
 - ③ 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
 - ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。
 - ⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
 - ⑥ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
 - ⑦ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
 - ⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
 - ⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。
 - ⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。
 - ⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
 - ⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策を推進すること。
 - ⑬ タクシーにおいては、交差点内での出会い頭事故の発生が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底すること。
 - ⑭ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。
- (4) 重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした事業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分を実施する等により、自動車運送事業者における法令遵守の徹底を図る。

- (5) 自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつ分かりやすい提供に努める。
- (6) 自家用有償旅客運送についての安全の確保及び利用者の信頼確保に万全を期すため、自家用有償旅客運送者に対し、輸送の安全確保のための必要な運行管理体制や運転者の要件等について、あらゆる機会をとらえた周知に努める。

2. 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能（衝突安全性能及び予防安全性能等）の比較情報や衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の認定結果の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、適切に点検整備されていない車両及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供について自動車製作者等を指導する。
 - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の禁止
- (3) 警察及び独立行政法人自動車技術総合機構との密接な連携により、不正改造車等が集結する場所等において街頭検査を効果的に実施し、無車検・無保険車両、適切に点検整備されていない車両（衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等）、及び不正改造車（違法マフラーの装着、不適切な着色フィルムの貼付や装飾板の装着、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等）の発見・排除に努める。

また、ホイール・ナット脱落等による車輪脱落事故や車両火災事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための確実な点検整備の励行について指導を行う。
- (4) リコールに関する一般ユーザーからの不具合情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。
- (5) 有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車の運行を防止するため、自動車検査証の有効期間の確実な把握について、街頭検査や講習等を通じユーザー、整備事業者及び整備管理者等への指導を行うとともに、無車検車・無保険（共済）

車通報窓口システムの周知に努める。

3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

- (1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること。
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと。
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること。
 - ⑤ タクシー・ハイヤー事業者は、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。
 - ⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットへ備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルトの着用について乗客への注意喚起を行うこと。
- (3) 自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (4) 幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び製品の安全性に関する比較情報等について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故の発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

5. 鉄軌道の安全確保

- (1) 鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。
 - ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理を徹底
 - ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
 - ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備を徹底

- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
 - ⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動を推進
 - ⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等を推進
- (2) (1)に掲げる取組み等の実施状況を確認するため、必要に応じて現地調査等を実施する。

6. 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、下記事項について、旅客船事業者等に周知指導を行う。

- ① 船舶所有者及び船長に対し、乗務員の運航前飲酒の禁止を徹底させ、検知器による確認を行うなど適切な指導監督を実施すること。
- ② 令和4年12月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、安全管理規程を遵守した運航が行われているか確認すること。
- ③ 航行区域の気象・海象を把握し、適切な運航可否判断を行うこと。
- ④ 運航する船舶の救命・通信設備の点検整備を行い、その使用方法等について確認を行うこと。

7. 広報活動の推進

5月20日（土）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、本運動の趣旨等を周知するため、次の広報活動を関係団体の協力を得ながら実施する。

- (1) 鉄軌道事業者、自動車運送事業者及び関係事業者団体等に対し、車内放送及び広報誌等を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知するよう要請する。
- (2) 関係団体等の広報誌やポスターの掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等の開催時に、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
 - ① 健康起因事故防止のための運転者等の健康管理の重要性
 - ② 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
 - ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ④ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ⑤ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑥ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑦ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示及び不適切な表示」

車両の運転防止

- ⑧ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ⑨ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- (3) 運輸支局等の庁舎に垂れ幕等を掲示するとともに、車検時、街頭検査時、事業用自動車の運行管理者を対象とする講習会等あらゆる機会をとらえて、本運動の趣旨を周知する。

II. その他

東海地震或いは南海トラフ地震が発生した場合の被害は甚大なものと予想されていることから、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画（以下「防災応急計画」という）又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「防災対策計画」という）を作成することとされている事業者に対し、次の事項について再周知を図ることとする。

- (1) 防災応急計画又は防災対策計画の作成及び当該計画実施のための体制を再点検すること。
- (2) 特に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や津波が発生した場合における、旅客等の安全確保や情報提供に関する対策について再確認を行うこと。